

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 健康保険法による指定訪問看護事業者の指定（保険課）  
都市公園の供用の開始（都市計画課）
- ◇ 公 告 都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）  
平成十年度毒物劇物取扱者試験の実施（医務薬事課）

## 告 示

### 鳥取県告示第五百五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第二項本文の規定に基づき、同法第四十四条ノ四第一項の規定による指定訪問看護事業者の指定があつたものとみなされるものについて、同法第四十四条ノ十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成十年七月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第五百六号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により告示する。

平成十年七月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
医療法人仁厚会	倉吉山根四三	訪問看護ステーションくらよし	倉吉市山根四三	平成十年六月二十九日

#### 一 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

#### 二 位置

東伯郡羽合町大字宇野及び大字長瀬

#### 三 区域

別紙図面のとおり

#### 四 供用開始の期日

平成十年七月二十日

〔別紙図面〕は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。

### 鳥取県告示第五百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

<p>平成十年七月十七日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>一 施行者の名称 鳥取市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和四十七年二月十八日から平成十六年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 追加する部分 鳥取市浜坂八丁目、伏野及び美萩野四丁目地内 変更する部分 鳥取市湯所町一丁目、覚寺、田護寺、北園二丁目、美萩野二丁目及び三津地内</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p>公 告</p> <p>毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成10年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。</p> <p>平成10年7月17日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>1 試験の日時 平成10年9月30日（水）午前10時から午後3時まで</p> <p>2 試験の場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂</p> <p>3 試験の種類 一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験</p> <p>4 試験の方法 (1) 試験は、筆記試験及び実地試験とする。 (2) 筆記試験は、次に掲げる事項について行う。 ア 毒物及び劇物に関する法規 イ 基礎化学 ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法 (3) 実地試験は、毒物及び劇物の識別及び取扱方法について行う。</p> <p>5 受験願書の受付期間及び時間 平成10年7月17日（金）から同年8月17日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。（郵送の場合は、平成10年8月17日（月）までの消印のあるもの限り受け付ける。）</p> <p>6 受験願書の提出先 住所地を管轄する保健所又は保健所支所（持参又は郵送によること。）</p> <p>7 受験願書の添付書類 所定の受験願書に、次に掲げる書類を添付すること。 (1) 履歴書（日本工業規格によるもの）</p>
---	--

(2) 写真（申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横4センチメートルの大きさのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）1枚

(3) 受験票となるはがき

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

9 その他

試験の詳細については、各保健所又は保健所支所に照会すること。